

会報 全住協

2014
5月



第4回優良事業表彰受賞プロジェクトを決定

当協会は、3月20日に開催した理事会において優良事業表彰「優良事業賞」を決定した。この優良事業表彰は、優良なプロジェクト(事業及び企画・開発)を実施した会員を表彰することにより、良質な住宅供給及び住環境の整備を促進し、もって住宅・不動産業の健全な発展と会員の資質向上に寄与することを目的として実施している。

会員各社より22プロジェクトの応募があり、現地調査を含め厳正な審査を行い、優良事業賞として以下の10プロジェクトを決定した。表彰は、6月10日に開催する定時総会で行う。なお、受賞プロジェクトの詳細については順次当誌で紹介する予定である。

優良事業賞

[戸建分譲住宅部門(大規模)]

[67戸で共に築く『環境共生住宅の杜』

—彩時季の街上野台]

近藤不動産(株)

選評：壁面が揃うよう一定距離を後退させることにより街並みに統一感を演出し、街区入口の住戸にはゲートツリーとして大きな樹木を植え、街区全体のエントランスとしての機能を持つツインデザインのゲートハウスを配置した。全戸に雨水タンク・雨水浸透トレンチ等を設置、水循環への環境配慮もうかがえる。全戸長期優良住宅の認定を受けるなど、地元に着目して事業を行い、創業50周年を迎えた同社のこれまでのノウハウを注ぎ込んだ素晴らしいプロジェクトとなった。



[戸建分譲住宅部門(大規模)]

[グローイングシティ成田はなのき台

セントラルマークス]

(株)細田工務店

選評：全区画200㎡以上のゆとりある配棟計画に加え、4つのクルドサックを緑道で結ぶ街区計画により安全性とコミュニティ形成に配慮している。高低差・法面をうまく利用した多種多様な植栽が街全体に高級感を醸し出している。通風・採光・動線計画にこだわり抜いた設計となっており、LOW-E複層ガラスの採用、15%を超える収納率など「プレミアム住戸」と呼ぶに相応しいハイスペックな仕様も評判となり、周辺相場より高い価格設定にもかかわらず、順調に契約を重ねている。



目次

- ・第4回優良事業表彰受賞プロジェクトを決定・・・2
- ・宅地建物取引主任者法定講習会のご案内・・・6
- ・賛助会員プロフィール(株)トルネックス)・・・7
- ・住宅性能表示制度の見直しについて・・・8

- ・「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました・・・9
- ・不動産基礎研修インターネット通信講座のご案内・・・10
- ・協会だより・・・11

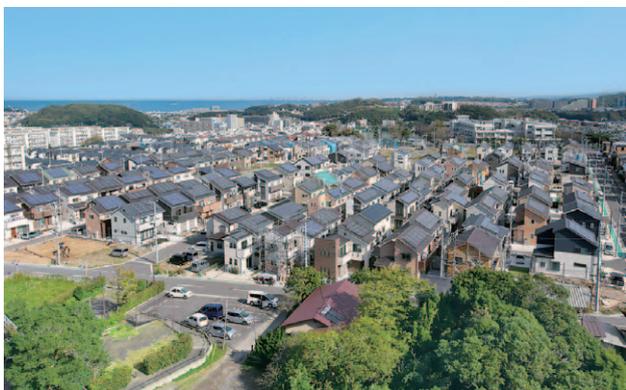
優良事業表彰受賞プロジェクトを決定

[戸建分譲住宅部門（大規模）]

[ライフアソート横須賀サンサタウン]

(株)リビングライフ

選評：北久里浜駅徒歩15分、標高50mの高台に位置する全238区画の大規模開発（戸建分譲及び建築条件付き宅地分譲）。建物・屋根の色彩や外構等についてガイドラインを策定するなど住宅団地として統一感がある。街区中央の自治会館に防災備蓄庫・警備会社の待機所を設置、タウンセキュリティを導入したほか、全戸に太陽光発電システム・エネファーム等を設置するなど、災害に強く環境にやさしい街づくりを実現した。



[戸建分譲住宅部門（中規模）]

[ウィルローズテラス石神井公園]

(株)グローバル・キャスト

選評：前面道路の交通量も多く、最寄り駅から徒歩13分と利便性が高いとは言えない場所であったが、競合他社にはない外観・デザインを前面に出し、一般的な建売住宅と差別化を図った。坪庭の家、土間の家などコンセプトの異なる企画が人気となり、万人受けするデザインに飽き足らない個性的なデザインを志向するユーザーの心をつかみ、建物完成後、全11棟を完売した。



[中高層分譲住宅部門（大規模）]

[デュオヒルズつくば吾妻]

(株)フージャースコーポレーション

選評：戸建事業者とのコラボレートにより官舎跡地を共同入札し、宅地開発についても一体的に効率よく行っている。近隣への事前アンケートにより、ターゲット層のニーズを詳細に分析し、平均専有面積80㎡超・主寝室8帖超を確保した。防災倉庫・自家発電・飲料水生成システム等の防災面、太陽光発電・電気自動車用設備等の環境面にも配慮が見られる。広告宣伝費を比較的抑えながらも早期完売となり、事業としても大成功といえるプロジェクトである。



[中高層分譲住宅部門（小規模）]

[ASCOT PARK 日本橋人形町ATELIER]

(株)アスコット

選評：北西向きの67坪とマンション用地としては難しい敷地ながら、商品企画・デザインで補って余りある魅力溢れるプロジェクトに仕上げた。葛籠をモチーフに4種類のタイルを細部まで貼り込んだ外観、漆の木画像のオブジェ、細部にまで散りばめられた矢羽根・市松模様等、コンセプトの「江戸のアトリエ」に徹底的にこだわっている。内部についても基本階天井高3mを利用



優良事業表彰受賞プロジェクトを決定

したボルダリング、本棚、天袋、キャットタワー等が話題となり、2か月間での早期完売となった。

[中高層分譲住宅部門（小規模）]

[ウィルローズ横濱南太田]

(株)グローバル・エルシード

選評：台形の敷地形状、周辺建物によるデメリットを、各戸の配置等によって見事に打ち消している。外観は、異なる素材、配色、サンルームのガラス面等によりデザインテーマである「横濱クラシック」を見事に表現している。エントランスの水盤、ガス灯をイメージした光柱、十和田石のモニュメント、多目的利用可能な明るいサンルーム等、「他のどこにもない」という商品コンセプトを具体化し8か月間で竣工前に完売した。



[中高層分譲住宅部門（小規模）]

[アルコード川崎デュアル]

(株)サジェスト

選評：特筆すべきエントランスの天井高さには閉塞感は微塵もなく、豪華さ・希少性の演出につながっている。外観はコンクリート打放しのモノトーンをアクセントとし、多種多様なライフスタイルにカスタムオーダーシステムにて対応。歓楽街に近い立地上のマイナス要因を、想定した顧客ターゲットと合致したデザインと販売価格帯で見事に克服している。また、同社近隣案件と同じモデルルームを使用することにより販売経費を抑制したほか、当初の狙いどおりのターゲット層に訴求したこともあり、歩留まり率28%で早期完売となった。

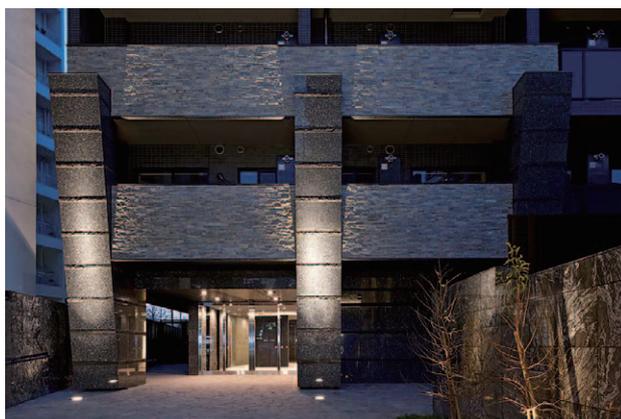


[中高層分譲住宅部門（ワンルーム）]

[ガーラ・ヒルズ新宿]

(株)エフ・ジェー・ネクスト

選評：天然石を配したエントランスは格調高く、外観は黒を基調とした落ち着いた雰囲気だまどめており、大変迫力のあるファサードとなっている。オブジェを配した開放的な中庭も高級感あふれる雰囲気づくりに一役買っており、また、ワンルームマンションでは珍しい青田売りによりわずか1か月で完売、高い入居率にもつながっている。セキュリティ・メンテナンスの両面からカードキーシステムを採用するなど、ハイグレードな設備仕様と相まって、周辺物件との差別化に成功した。



優良事業表彰受賞プロジェクトを決定

[企画・開発部門]

[「アート・ミーツ・アーキテクチャー・

コンペティション」

(株)アーバネットコーポレーション

選評：同社は、設立以来、居住者の満足度を高めるため、開発物件の全てにオリジナルの立体アートを設置しているが、発表の場が極めて少ない立体アートの制作者を支援するため、学生限定の立体アートコンペティション「AAC」を立ち上げ、自社開発マンションのエントランスホールを作品発表の場として提供している。若手アーティストの発掘・支援・育成を続けている点、それによって同社マンションエントラ

ンスが独特でインパクトのある空間となっている点が高く評価された。



定期借家リーフレット「定期借家制度を活用しませんか！」を発行

定期借家推進協議会

定期借家推進協議会では、定期借家制度をわかりやすく解説したリーフレットを発行しました。

このリーフレットは、宅建業者・管理業者が定期借家制度を賃貸物件オーナー様・借主様に提案する際に利用するためのもので、「定期借家制度の概要」「契約締結の流れ」「定期借家と普通借家の制度比較」「活用事例等」等にポイントを絞り、わかりやすく解説しています。同リーフレットのデータは以下URLか

らダウンロードいただくか、定期借家推進協議会HP内「定期借家データベース」から無料でダウンロードできます。定期借家制度の適正・円滑な活用にお役立てください。

定期借家推進協議会ホームページ

[URL] <http://www.teishaku.jp>

定期借家データベース

[URL] <http://www.teishaku.jp/database.html>

database.html



リーフレット表紙

定期借家契約と従来の借家契約(普通借家契約)との比較	
契約の目的	<p>定期借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表裏による契約である。 ② 借主は、自己の生活や事業の都合により、一定の期間以上長期間にわたって借主として継続して借居る。 ③ 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ④ 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 <p>普通借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。
契約の期間	<p>定期借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 <p>普通借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。
契約の締結	<p>定期借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 <p>普通借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。
借主の権利	<p>定期借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 <p>普通借家契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。 ② 借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。借主は、借家契約が成立した時点で借主として借居る権利を得る。

定期借家契約と普通借家契約の比較



定期借家の活用事例

宅地建物取引主任者法定講習会のご案内

当協会では、宅地建物取引主任者法定講習会を下記の要領で実施いたします。

1. 講習日

平成26年7月18日(金)

2. 講習時間

10時～16時40分

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録している取引主任者で、新たに取引主任者証の交付を希望する方及び有効期限が平成26年7月18日～平成27年1月17日までの主任者証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6ヶ月前から受講できます。

4. 申込み受付締切り日（登録都県によって異なりますのでご注意ください。）

東京都登録の方 平成26年7月8日(火)

埼玉・千葉・神奈川・静岡県登録の方
平成26年7月4日(金)

※締切り日前でも定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

5. 申込み方法

(1) 来所による受付

①受付時間 10時～17時

(12時～13時除く、土・日・祝祭日は休み。)

②申込み時に必要なもの

イ. 宅地建物取引主任者証交付申請書（協会に備えてあります。）

ロ. カラー顔写真3枚（神奈川県登録の場合は4枚。タテ3cm×ヨコ2.4cm。スピード及びポラロイド写真等で不鮮明なものや劣化の可能性があるものは不可。）

ハ. 受講費用 15,500円

ニ. 印鑑（シャチハタ印は不可）

ホ. 現在お持ちの主任者証（各都県に返納済の方は、お申出ください。）

新規の方は、各都県からの登録通知ハ

ガキ。

(2) その他

①申込みの際、会社の宅建免許番号が必要となりますので、必ず控えてきてください。

②主任者資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・勤務先・本籍に変更のある方は、申込み前に登録した各都県に変更届を提出してください。詳細は各都県の以下の窓口にお問合せください。

- ・東京都都市整備局住宅政策推進部
不動産業課免許係：03-5320-5063
- ・埼玉県都市整備部建築安全課
宅建業免許担当：048-830-5492
- ・千葉県県土整備部建設・不動産業課
不動産業班：043-223-3238
- ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
：045-633-3036
- ・静岡県くらし・環境部建築住宅局
住まいづくり課宅地建物班
：054-221-3072

6. 申込み・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

〒102-0083 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階 TEL 03-3511-0611

7. 以降の開催予定

平成26年9月5日(金)、11月6日(木)、

平成27年1月16日(金)、3月6日(金)

※詳細はお問合せください。

8. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

◆ 賛助会員プロフィール ◆

＝新たな事業展開にお役立てください＝

(株)トルネックス

●会社の特長

1968年の創業以来、トルネックスは、オフィスを始め、飲食店、商業施設等の喫煙所に5万か所以上の納入実績のある分煙設備トップメーカーです。特許技術である人工竜巻形成技術を始めとした気流制御技術を応用し、たばこの煙を拡散させずに素早く吸引・集塵する喫煙所システムを開発、スペースや用途に応じて豊富なラインナップ揃えています。また、分煙設備メーカーのパイオニアとして培ったノウハウを元に、お客様の条件に合わせて、厚生労働省の喫煙対策ガイドラインに適合した分煙対策をコンサルティングから機器導入、アフターサポートまで一貫したご提案を行っております。

最近では、喫煙室に必要なサービスを中心に空気環境や省エネに配慮した様々なサービスを展開しています。例えば、喫煙室の汚れた壁や天井のクロスを貼り替えたような美しさに回復する喫煙所リメイクサービスや、省エネ対策・コスト削減に効果的なエアコン、カーペット、チェアなどのクリーニングサービスを展開しています。

また、トルネックスの気流制御技術を活用し、冷暖房のロスを防ぐ外気遮断用のエアカーテンや、窓ガラスからの紫外線、赤外線をカットする遮熱ガラスコーティング「ECOガラスシールド」も多数ご採用いただいています。

その他、グループ会社の(株)防災備蓄センターでは、エレベーターに備蓄するためのBOXを中心に、オフィスやマンションに防災用品をご提案しており、(株)E&Fデザインでは、マンションのサインや共用部のデザイン家具などのご提案をしています。

●取扱商品

「喫煙所システム トルネックスシリーズ」

国内シェアトップクラスの喫煙所システム。設置場所の環境に合わせて豊富なラインナップを用意しており、最適な喫煙所システムをご提案します。オフィスや商業施設、学校、公共交通機関などの喫煙室に広く導入いただいています。

「喫煙所リメイクサービス」

クリーニングから塗装までワンストップで施工するトルネックスオリジナル工法です。水性の専

用塗料を使用するので素材の風合いはそのまま残り、シンナー臭も発生しないので安心です。張替えたような美しさを回復させ、たばこの臭いを徹底除去します。最近ではマンションの原状回復にもご利用いただいています。

「クリーニングサービス」

チェア、カーペット、エアコンなどに付着している長年の汚れを徹底的に除去します。チェアはホコリや手垢、食べこぼしなどでシミが発生しますが、汚れを徹底除去することで見違えるようにキレイになります。

「ECOガラスシールド」

室内の熱気の約70%は窓から入る日射熱といわれています。ECOガラスシールドは窓ガラスに塗るだけで熱の流出・入を防ぎ、空調ロスを抑えます。日焼けや備品の色あせ劣化を防ぎ、網入りガラスを始めほとんどのガラスに施工可能です。

「防災用品」

エレベーターに閉じ込められた時に役立つアイテムをひとつにまとめたエレベーター備蓄ボックスを始め、停電・断水でトイレが使えないときに役立つエマージェンシートイレキット等のオリジナル商品や各種防災用品をご提案しています。

●全住協メンバーの皆様へ

弊社は分煙設備メーカーからスタートしておりますが、最近では室内の空気環境改善や省エネ対策のご提案にも注力しております。特に窓ガラスの遮熱をするECOガラスシールドや省エネ対策に効果的なエアコンクリーニングは一般住宅からの問い合わせも増えております。

マンション、アパートの原状回復や外壁塗装なども承っておりますので、お気軽にご相談いただければと存じます。

会社プロフィール

代表者：松井 周生（代表取締役社長）

設立：昭和45年3月

所在地：〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町
6-6 小倉ビルB1

TEL：03-5643-5800

FAX：03-5643-5801

URL：<http://www.tornex.co.jp>



住宅性能表示制度の見直しについて

国土交通省住宅局住宅生産課

標記について、平成26年3月7日付け全住協第373号にて案内しておりますが、改めて掲載いたします。

今般、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度について、見直しを行いましたのでお知らせいたします。

1. 省エネルギー基準の見直し等に伴う改正

省エネルギー基準に関する部分について、次の2点を改正しています。施行は平成27年4月1日を予定しておりますが、以下の②については、平成26年2月25日から適用することができます。

なお、従前と同様、等級による評価としておりますが、最上位の等級については、数値の併記も可能としております。

- ①設備を含めた一次エネルギー消費量を評価する基準を導入(一次エネルギー消費量等級)
- ②外皮性能の計算方法の変更(断熱等性能等級)

2. 液状化に関する参考情報の提供について

東日本大震災を踏まえ、専門家への相談や流通時の判断材料として活用できるよう、液状化に関する参考情報の提供を行う仕組みを導入し、平成27年4月1日から施行されます。

なお、液状化に関する参考情報は、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準に従って住宅性能評価書に表示された性能ではないことから、建設工事又は引渡しを契約したものと

みなされる対象にはなりません。

また、提供を行う参考情報の事項の例については、今後解説書等でとりまとめ周知を図ってまいりますので参考としてください。

3. 必須/選択項目の範囲の見直しについて

住宅性能表示制度について、多様な事業者での利用が進むこと及び現在利用している事業者が引き続き幅広い項目で利用することにより、多くの住宅取得者が住宅の性能に関する情報を得られる環境整備を行う必要があります。こうした観点から、必須項目の範囲について4分野9項目(構造の安定、劣化の軽減、温熱環境等)にする見直しを行い、平成27年4月1日から施行されます。

これまで、住宅性能表示制度を利用されていなかった事業者におかれましては、制度の見直しの趣旨を踏まえ、この機会に利用に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、現在利用している事業者におかれましては、引き続き現状と同様に利用していただきますよう、よろしく願いします。

※詳細は、当協会ホームページを参照。

(URL) <http://www.zenjukyoku.jp/member/data/140307jutaku-seino.pdf>

リフォーム産業フェア2014開催のご案内

同フェアでは、住宅リフォームのトレンドとノウハウなどの最新情報を提供します。展示ブースとセミナーの二つの企画で構成されています。

日時 6月17日(火)・18日(水) 10:00~17:00

会場 東京ビッグサイト 西2ホール

入場料 無料

対象者

リフォーム事業者、工務店、ハウスメーカー、設計事務所、専門工事会社、ゼネコン、ディ

ベロッパー、不動産会社、商社・流通会社、住宅設備・建材メーカー等

出展品目

住宅設備・建材、営業・業務管理サポート商品/サービス

出展企業数

220社350小間

主催 株式会社リフォーム産業新聞社

後援 当協会ほか

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものに適用されます)

平成 25 年 4 月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、**平成 26 年 4 月 1 日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5 万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

不動産基礎研修インターネット通信講座のご案内

(公財)不動産流通近代化センター

スマートフォン・タブレット・パソコンを利用して不動産基礎知識を一から学ぶことができる講座です。

基礎知識から段階的に知識を深め、最終的には、従業者に必須な専門知識を習得することが可能です。また、教材は、楽しく分かりやすく学ぶことをコンセプトに開発されているため、「勉強する」というより、電車待ちの時間等ちょっと空いた時間に「画面を見て楽しむ」感覚で、スムーズに学習を進めることができます。

1. 講座の特長

- ・オリジナルの学習コンテンツ
- ・何度でも閲覧できる
- ・実務に役立つチェックシートがダウンロードできる
- ・自宅と会社など複数のパソコンやスマートフォン等で学習できる
- ・修了証もオンラインで発行
- ・安心の学習サポート
メールで手軽に質問できる、進捗状況に応じメールにて学習サポート

2. 講座の概要

媒介実務の基礎本である「宅地建物取引業務

の知識」をベースに、インターネット通信講座向けに独自に企画・編集したものです。図表や関連リンクなどを交え、受講者の皆様にインターネット通信講座ならではの学習コンテンツをご提供します。

また、補助教材・業務参考用図書として教材を送付します。

3. コース構成（講座期間の目安・受講料）

第Ⅰ段階と第Ⅱ段階があり、第Ⅰ段階からの申し込みが可能です。

	第Ⅰ段階	第Ⅱ段階※
通信講座期間	概ね8週間	概ね4週間
受講料	8,000円	5,000円

※第Ⅱ段階は第Ⅰ段階を修了した方のみ受講可能

第Ⅰ段階のみの場合は8,000円、全段階受講は13,000円です。

4. 支払方法

講座を申込み後、銀行振込

5. 申込み・問合せ先

(公財)不動産流通近代化センター

不動産教育研修グループ

TEL 03-5843-2078 (平日9:30~17:00)

[URL] <http://www.kindaikashonin.jp/>

平成26年度定時総会の開催について

当協会では、本年度の定時総会を下記のとおり開催いたします。

記

- 日時** 平成26年6月10日(火)
 ○定時総会 16:00~17:30
 ○懇親パーティー 18:00~19:30
- 会場** ホテルニューオータニ
 東京都千代田区紀尾井町4-1
 TEL 03-3265-1111

議題

- 定時総会 タワー5階「翠鳳の間」
 ○懇親パーティー 本館1階「芙蓉の間」
- [決議事項]
 第1号議案 平成25年度事業報告及び決算承認の件
 第2号議案 定款の一部変更の件
 第3号議案 役員補選の件
- [報告事項]
 第1号 平成26年度事業計画及び予算の件

協会だより

理事会開催状況

[理事会]

日時 平成26年3月20日(木) 16:30~17:30
場所 ホテルニューオータニ
議事 会員の入会承認、優良事業表彰の選定、役員を選任年齢に関する規程、東海支部及び四国支部の廃止、社会貢献事業、定款細則附則の変更、平成26年度事業計画(案)、平成26年度収支予算(案)等について審議を行った。

会社名・代表者名変更

旧会社名 株式会社HIRAMEKI
新会社名 株式会社アークリーフ
新代表者 山本 みき子

代表者変更

会社名 東海東京アセットマネジメント 株式会社
新代表者 小原 賢三

住所変更

会社名 株式会社ライブズ
新住所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿
8-11-1 日東星野ビル8階
TEL 03-5331-3399
FAX 03-5331-3398

会社名 株式会社アイキョーホーム
新住所 〒264-0025 千葉県千葉市若葉区
都賀3-2-2 ライブリー都賀
TEL 043-253-3333(従来どおり)
FAX 043-253-8844(従来どおり)

第66回全住協ゴルフコンペ

日時 平成26年4月2日(水)
場所 鷹之台カンツリー倶楽部
参加者 69名
優勝 原木 幸夫(武蔵野産業株)
準優勝 澤田 茂樹(株日本財託)
第三位 山口 征郎(株ブリス)

業務日誌

3月24日(月)	・公正競争規約指導員養成講座を開催。(協会会議室) ・住生活月間中央イベント実行委員会に神山会長が出席。(ホテルグランドヒル市ヶ谷) ・(一社)住宅生産団体連合会理事会に神山会長ほか出席。(ホテルグランドヒル市ヶ谷) ・関西支部幹事会・定例会・情報交換会を開催。(ホテルグランヴィア大阪)
27日(木)	・自由民主党各種団体協議会懇談会に神山会長が出席。(都市センターホテル) ・北海道支部例会を開催。
4月2日(水)	・第66回全住協ゴルフコンペを開催。(鷹之台カンツリー倶楽部)
7日(月)	・組織委員会「新入社員研修会」を開催。(LMJ研修センター)
9日(水)	・齋藤健環境大臣政務官「夢を託す会」に牧山副会長・花沢政策委員長が出席。 (ANAインターコンチネンタルホテル東京)
11日(金)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(石川県地場産業振興センター)
12日(土)	・安倍晋三内閣総理大臣と桜を見る会に神山会長が出席。(新宿御苑)
14日(月)	・菅義偉内閣官房長官を囲む「新しい国づくりセミナー」に神山会長、牧山副会長ほか出席。 (ANAインターコンチネンタルホテル東京) ・星野剛士衆議院議員「政経セミナー」に牧山副会長・花沢政策委員長が出席。 (憲政記念館)
15日(火)	・信越支部総会・研修会を開催。(ホテルメトロポリタン長野)
18日(金)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(札幌第一ホテル)

会報 全住協 通巻14号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(平成26年5月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協の主な事業と活動は次のとおりです。

協会への入会をご勧誘ください。

- ◎FAXによる「全住協 NEWS」のほか会報「全住協」やホームページによりの確な**情報提供**を行っています。
- ◎会員各社の要望・意見を取りまとめ、関係機関に**政策提言**を行っています。
- ◎各委員会によるテーマに沿った研究と**研修会、情報交換**を随時行っています。
- ◎協会会員は全住協サブセンターを通じ、無料で**(公財)東日本不動産流通機構**を利用できます。
- ◎住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジューメン及びハウスプラス住宅保証(株)の認定を受け、協会会員が住宅瑕疵担保責任保険を利用する際、**保険料の割引や検査の合理化**等の特典を受けることができます。
- ◎**図面や点検・修理結果など住宅履歴情報の蓄積**を行うほか、**顧客へのアフターサービスを支援**する機能を持つ、「全住協いえるて」を運営しており、会員は低料金で利用できます。
- ◎病気や事故の場合に医療保障、所得補償が受けられる全住協「**新保障制度**」を実施しています。会員は**安い掛金で加入**できます。
- ◎不動産情報の検索サイト「全住協 NET」を通じ**全国の消費者に不動産情報を発信**できます。また、これらの情報は、不動産ジャパンにも掲載されます。

入会基準等については事務局(TEL:03-3511-0611)までお問い合わせください。

団体会員

(一社)北海道住宅都市開発協会	〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
(一社)秋田県住宅地協	〒010-0951 秋田県秋田市山王5-14-1サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
(一社)富山県住宅地協	〒939-8084 富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
(一社)北陸住宅地経営協会	〒910-0023 福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
(一社)静岡県都市開発協会	〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
(一社)東海住宅産業協会	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
(一社)中京住宅産業協会	〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄2-1-9 FLEX14F	TEL.052-261-8961 FAX.052-251-3755
(一社)関西住宅産業協会	〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル4F	TEL.06-6313-0321 FAX.06-6313-1655
(一社)岡山県住宅地供給協会	〒700-0901 岡山県岡山市北区本町4-18 コア本町3F	TEL.086-231-0990 FAX.086-225-1904
(一社)広島県住宅産業協会	〒730-0011 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
(一社)四国住宅地経営協会	〒760-0018 香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
(一社)九州住宅建設産業協会	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441

支 部

北海道支部	〒063-0836 北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
東北支部	〒981-3414 宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字沓町田24-5	TEL.022-347-7251 FAX.022-347-7252
信越支部	〒388-8007 長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
北陸支部	〒922-0242 石川県加賀市山代温泉29戊54	TEL.0761-77-8866 FAX.0761-77-8869
関西支部	〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
中国支部	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀6-16 第一東亜ビル3F	TEL.082-228-5002 FAX.082-228-5068
九州支部	〒814-0022 福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
沖縄支部	〒900-0032 沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本 部 事 務 局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>



一般 全国住宅産業協会
社団法人

